

四條畷市中期財政計画

令和4(2022)年度 - 令和13(2031)年度

令和4(2022年)年9月



も く じ

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 財政の現状と課題	3
1 現状の把握	3
2 収支見通し	9
3 今後の財政運営に必要とされるもの	12
第3章 本計画の基本理念	13
1 基本理念	13
2 基本方針	13
3 維持すべき基準	14
第4章 財政運営の方向性	16
1 財政運営の全体像	16
2 基準維持に向けた財政運営の方向性	17
第5章 計画の推進と管理体制	20
参考資料	21～30

第1章 計画の概要

1 計画の目的

本市においては、市民総合体育館の建設や下水道整備事業などを平成に入ってから立て続けに実施したため、公債費や繰出金などが著しく増加した影響により、平成9年度に実質収支赤字に陥り、以降も平成19年度まで赤字が続き、一時は「財政再生団体」への転落も危ぶまれる状況でした。

この状況を回避するため、平成11年度から継続して取組みを進めた行財政改革によって、平成20年度に実質収支黒字に転換することができ、以降においても改革を緩めることなく実施してきた結果、経常収支比率をはじめ、市債残高の減少や基金残高の増加など各種財政指標は年々改善してきている状況です。加えて、令和2年度当初予算からは財政調整基金繰入金に頼ることなく予算編成が行える財政構造となりました。

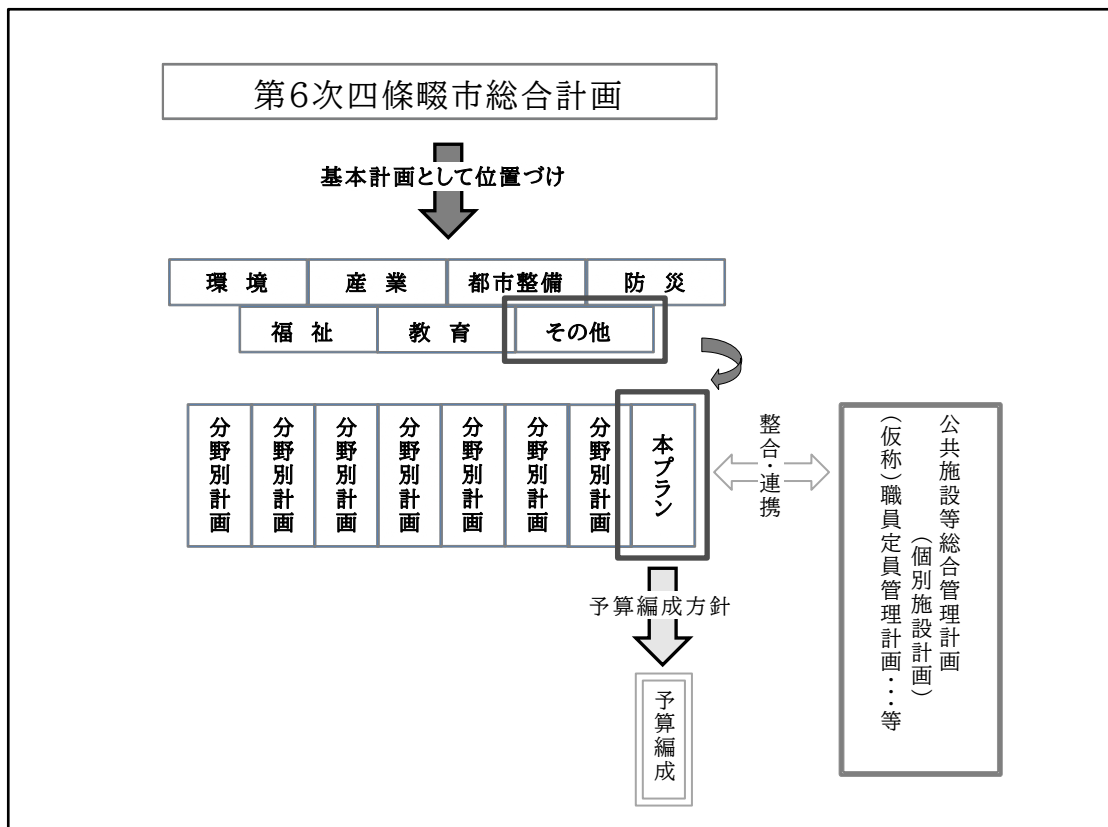
しかしながら、少子高齢化の進展による社会保障経費の負担をはじめ、老朽化が進む公共施設の更新などに係る費用は今後確実に増加し、これらが将来の財政運営に大きな影響を与えることが懸念されます。

このような状況下にあっても、活力あるまちづくりの実現に向けて、多様化、高度化する市民ニーズを的確に捉え、これらに迅速に対応しつつ、継続的、安定的により良い行政サービスを提供していくことが重要ですが、これら様々な施策を展開していくためには、その土台となる財政が健全であることが必要となります。

これらのことから、中期的な財政収支見通しのもと、将来にわたる収支状況を明らかにするとともに、現在の健全な財政を維持していくための指針とするべく本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第6次四條畷市総合計画」(平成28年(2016年)3月策定)の中のまちづくりの基本方向のひとつである「確かな未来を築く行財政運営に向けた体制づくり」を実現するための基本方針として策定し、市の施策の全てに関わることから、上位計画である総合計画はもとより、その他の計画についても整合を図っていくものとします。



3 計画の期間

本計画は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間を計画期間とし、対象は一般会計とします。

なお、社会情勢の著しい変化や国の制度改正が生じた場合などにおいては、必要に応じ、適宜見直しを行うこととします。

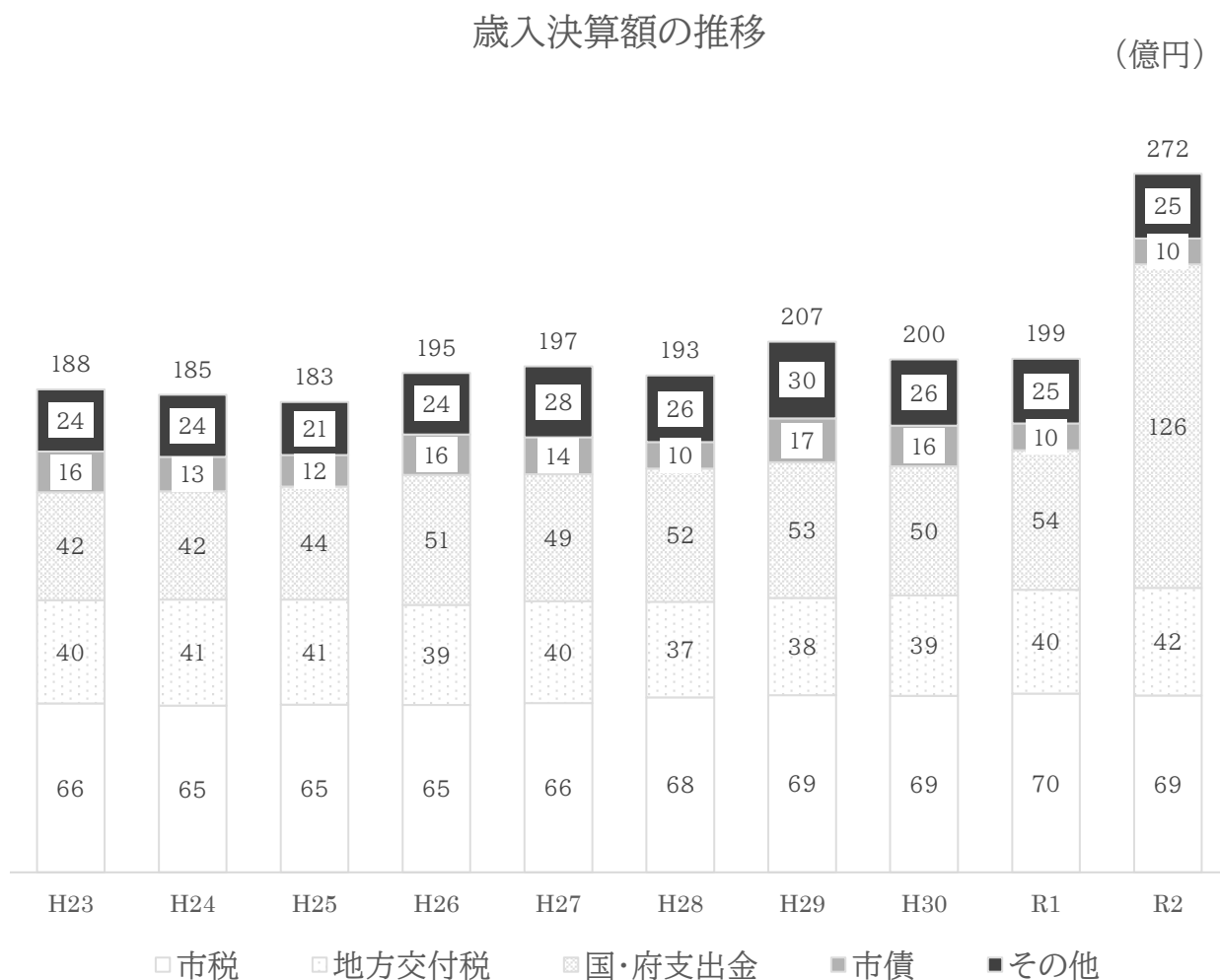
第2章 財政の現状と課題

1 現状の把握 ※各数値については、地方財政状況調査をもとにしているため、普通会計（一般会計及び土地取得特別会計）としている。

(1) 歳入決算

市税収入については、平成20年度のリーマンショックを受けるなど減少傾向が続いていたものの、税制改正などにより平成25年度には増加に転じました。その後、ここ数年は微増となっている状況です。

国・府支出金については、生活保護費などの社会保障関連経費などに対する国庫負担金が増加しているほか、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に関連した事業の実施により大きく増加している状況です。



(2) 歳出

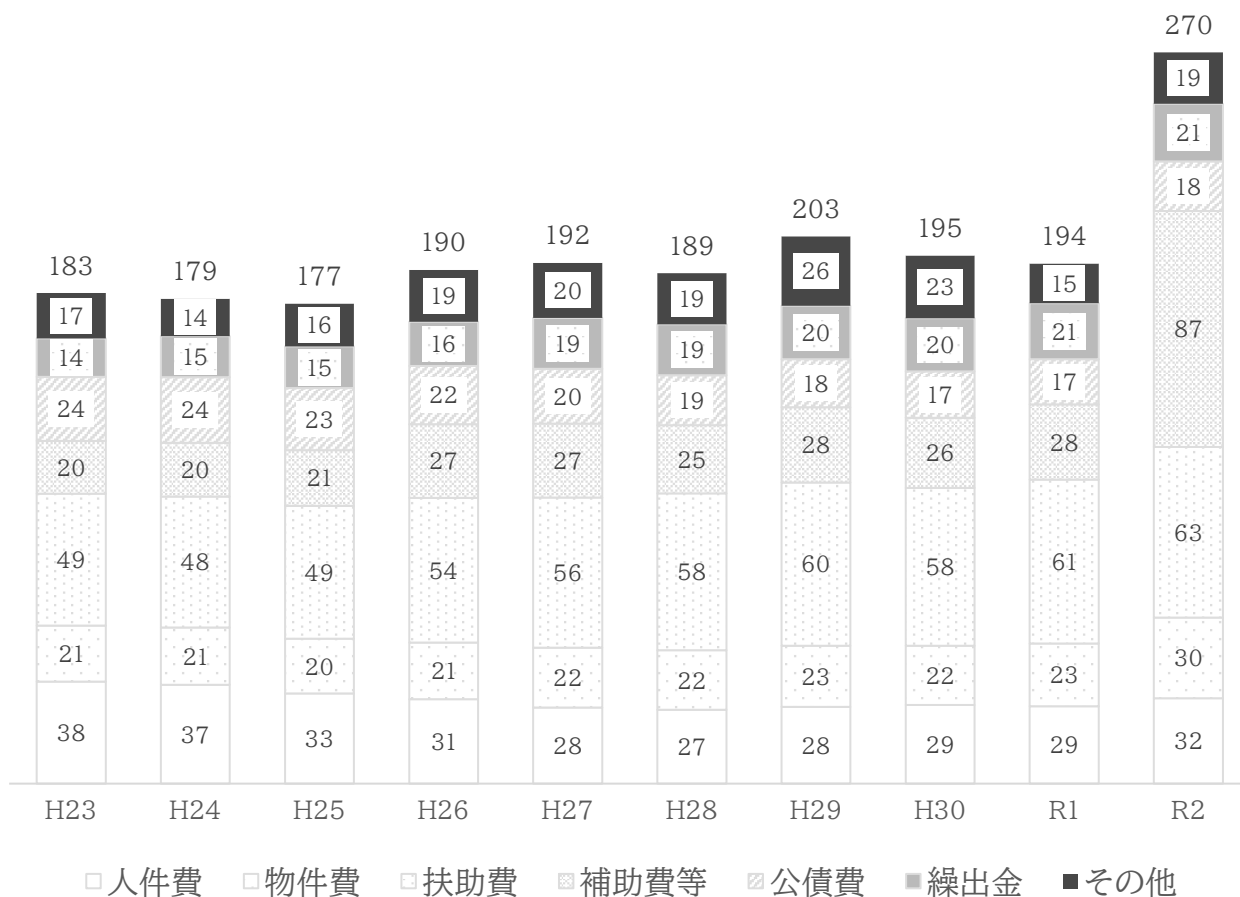
人件費については、適正な定員管理の実施により抑制に取り組んだ結果、低い水準で推移しており、公債費については、これまでの計画的な市債の発行抑制に加え、過去に発行した市債の完済により、平成24年度の24億円をピークに年々減少し、令和2年度では18億円となりましたが、扶助費については自立支援介護給付費をはじめとする社会保障関連経費などが大きく増加している状況です。

また、補助費等については、公衆衛生の向上などの観点から公共下水道の急激な整備を行ったことによる下水道事業会計への支出のほか、四條畷市交野市清掃施設組合への新ごみ処理施設建設に伴う負担金の要因により、増加している状況です。

繰出金についても、高齢化の進展に伴い介護保険事業や後期高齢者医療事業に対する支出が増加している状況です。

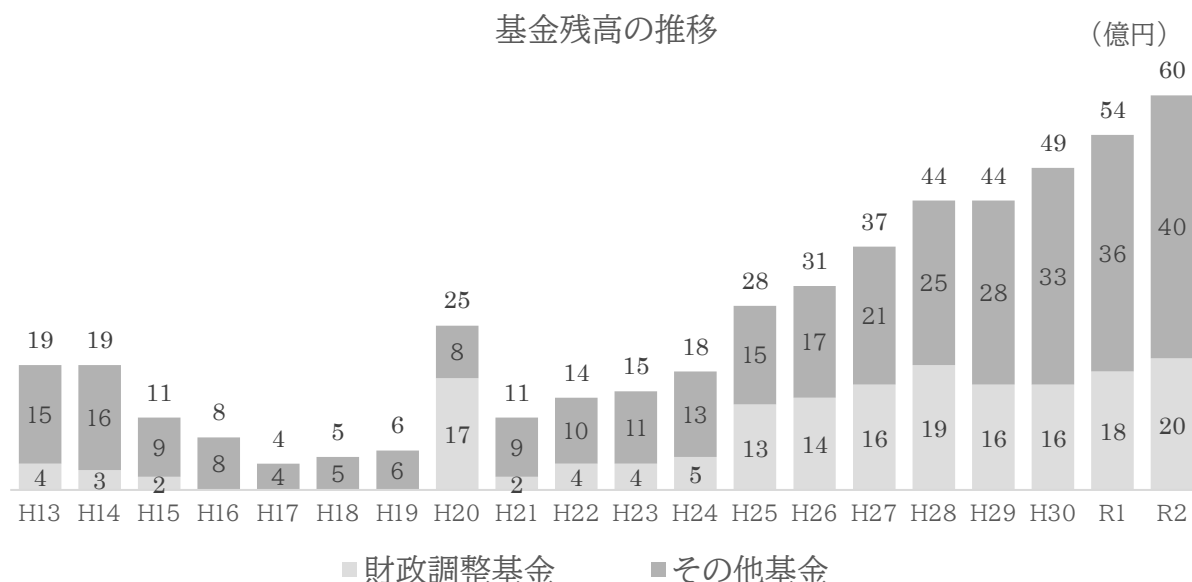
歳出決算額の推移

(億円)



(3) 基金残高

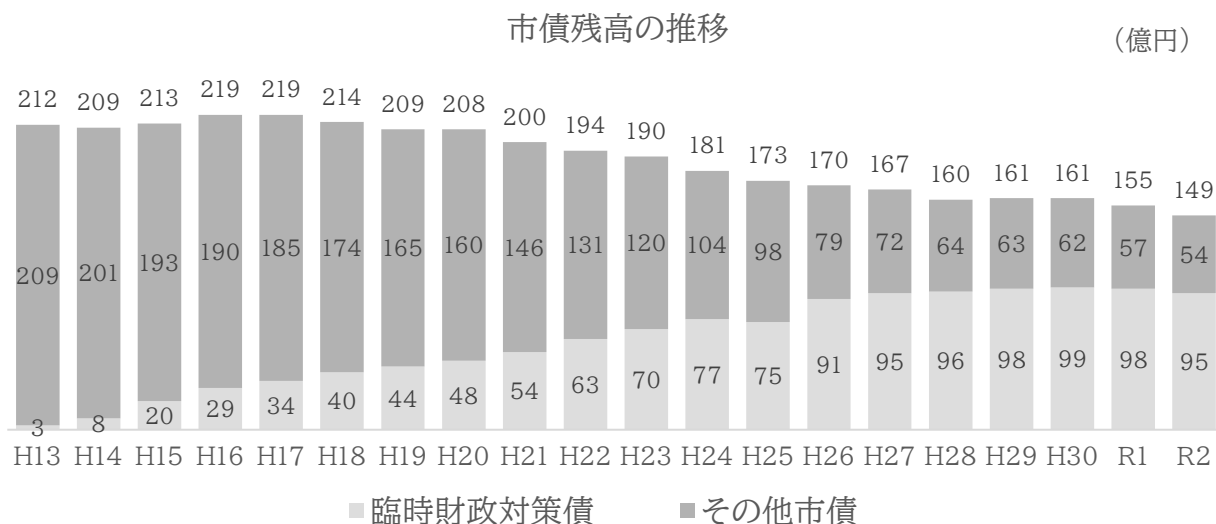
基金については、近年において急激に増加し、令和2年度末の財政調整基金の残高は約20億円、その他の基金を含めた総合計では60億円と過去最大の規模となっています。



(4) 市債残高

市債残高については、過去に借り入れた市債の償還が進むとともに、新規の発行についても一定の抑制を図ってきたことから減少し、令和2年度末においては約149億円、臨時財政対策債(※p30 財政コラム参照)を除いた残高では約54億円と大きく減少している状況です。

しかしながら、今後予定している公共施設や道路などのインフラ系施設の更新などにより、新規発行する市債が大きく増加することが見込まれます。



(5) 実質収支

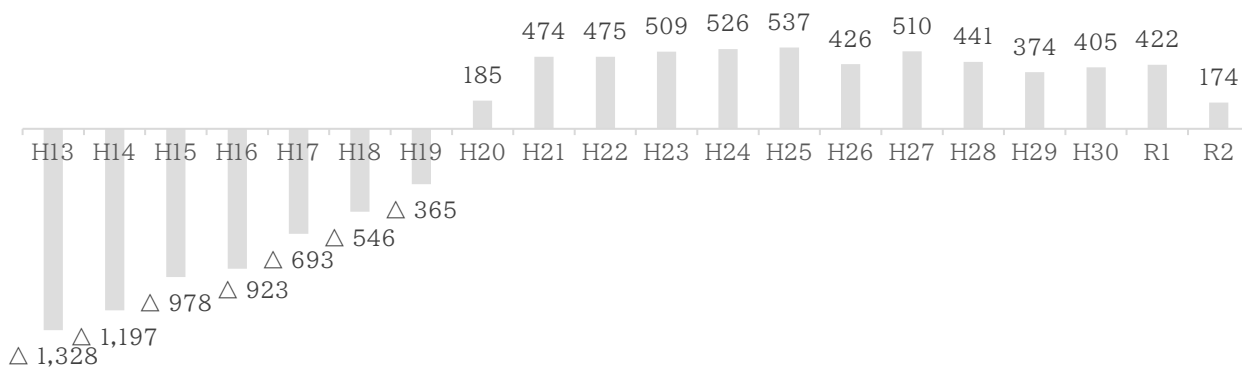
実質収支については、平成2年度以降に実施した市民総合体育館の建設や下水道整備事業などの大型の普通建設事業を短期間に実施した影響などにより、平成9年度に実質収支赤字となり、以降、平成19年度までその状態が続きました。

しかしながら、平成11年度に策定した「財政健全化計画」をはじめ、その後においても策定した財政健全化計画に基づき、人件費を主とする内部経費の削減、受益者負担の適正化、個人給付の見直し、低利な市債への借り換えなどの種々の取組みを実施したことにより、平成20年度に実質収支黒字へ転換することができました。

その後においても、市税などの徴収率向上や内部経費の削減などの絶え間ない努力を続けたことに加え、平成27年度に大型商業施設がオープンしたことによる税収増の効果などもあり、令和2年度まで実質収支黒字を維持しています。

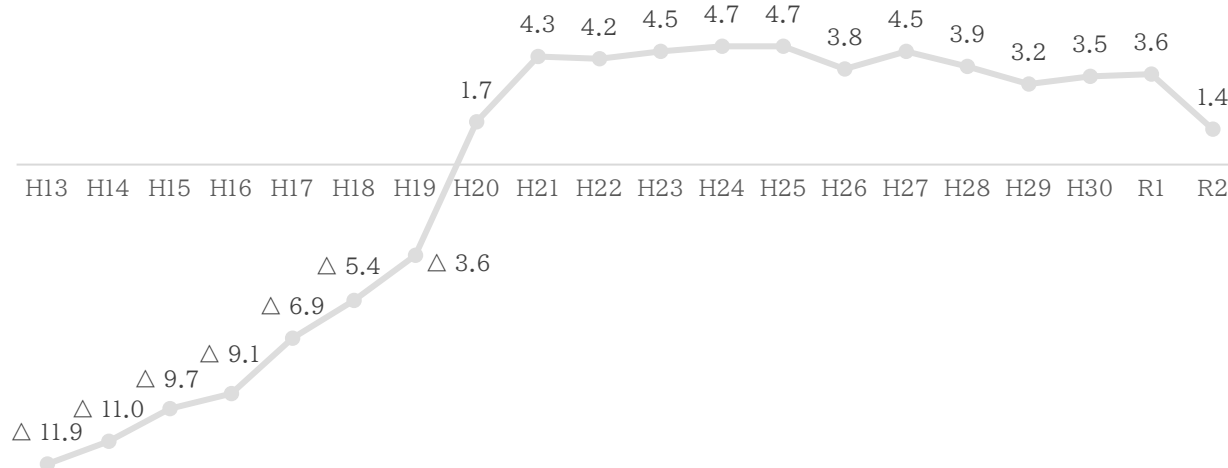
実質収支額の推移

(百万円)



実質収支比率

(%)

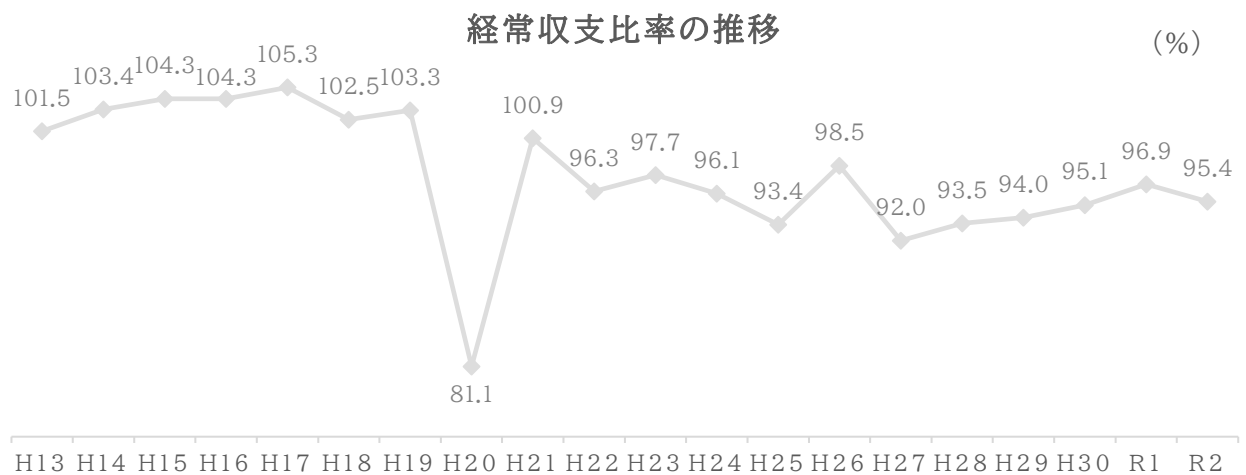


(6) 経常収支比率

経常収支比率については、実質収支が赤字となった平成9年度に経常収支比率が100%を超え、経常的な支出を経常的な収入で賄えない状態に陥って以降、100%を超える状況が続いていました。

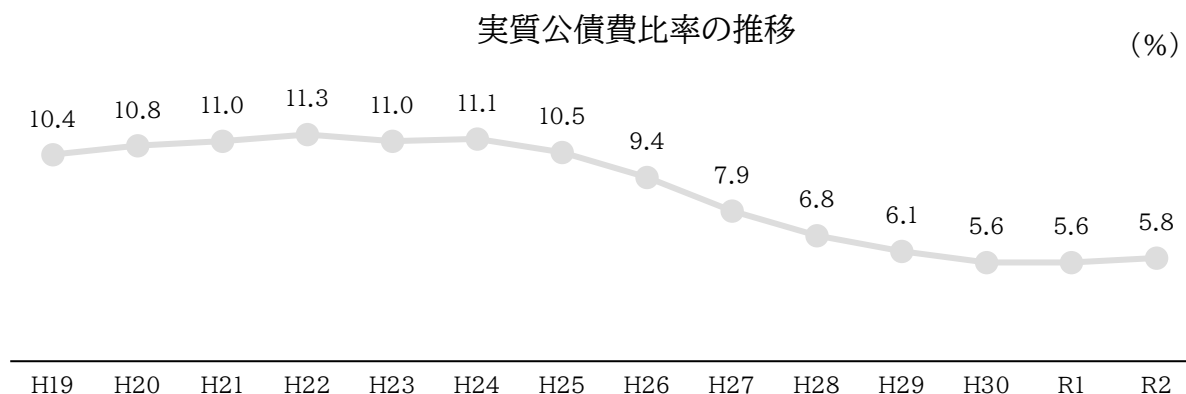
平成22年度以降は市税や地方交付税が増加したことや、過去に実施した大型普通建設事業にかかる市債の償還が段階的に終了していったことなどにより、経常収支比率は100%を下回り、ここ数年は95%前後で推移している状況です。

(※平成20年度は25億円余りの特別土地保有税の納入があったため、一時的に比率は大きく下がりました。)



(7) 実質公債費比率

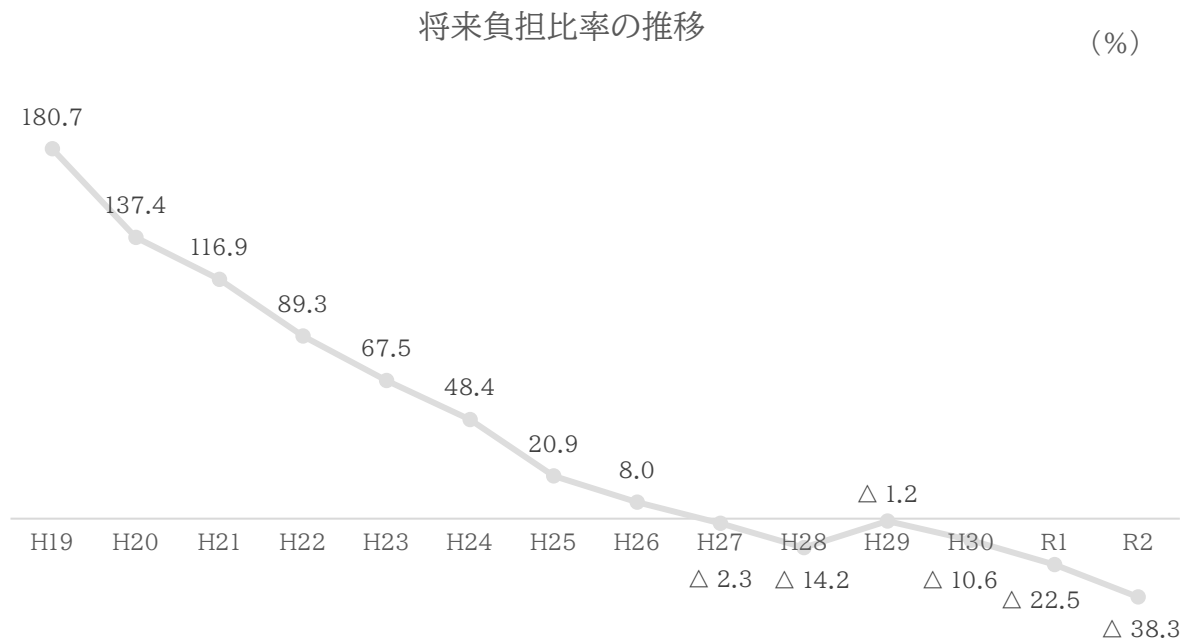
実質公債費比率については、普通建設事業費の抑制により公債費が減少したことや地方交付税措置のある市債を優先し発行してきたことから年々減少しており、平成26年度以降は10%を下回る数値で推移していますが、今後、公共施設などの更新に係る市債の新規発行に伴い、数値が上昇していくことが見込まれます。



(8) 将来負担比率

将来負担比率については、一般会計の市債残高や下水道事業会計の企業債残高が共に減少していることに加え、財政調整基金などの基金残高の増加などにより比率は改善し、平成27年度以降は市債などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源が上回る状況となっていることから、比率はマイナス値となっている状況です。

しかしながら、今後、公共施設などの更新に際し、市債の新規発行や基金の取崩しを行うほか、一部事務組合が発行する組合債の状況によっては比率が悪化していくことが見込まれます。



2 収支見直し

(1) 収支見直しの前提条件

令和2年度決算及び令和3年度決算見込みをもとに、令和3年度から令和13年度までの収支見込について、以下の条件により試算を行いました。

① 全体

人口推移については、令和3年4月1日時点の住民基本台帳人口をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が試算する人口伸び率を使用し試算しています。

新型コロナウイルス感染症による各種経費について、令和4年度以降は見込んでいません。

② 歳入

市 税…各年度の調定額を求め、平均徴収率を乗じて試算

各種交付金等…令和3年度決算見込みを基礎として試算

地方交付税…令和3年度普通交付税の当初算定結果を基礎として試算

財産売却収入…法定外公共物の売却のみを見込み試算

③ 歳出

人 件 費…令和4年度までは現在の職員数を維持し、令和5年度以降は人口推移を基に定員回帰指標の率を使用し試算

物 件 費…令和3年度決算見込みなどを基礎として試算

扶 助 費…令和3年度決算見込みなどを基礎として、人口推移に基づき、年齢別推計値などから対象者の伸び率を見込み試算

補 助 費 等…令和3年度決算見込みなどを基礎として、一部事務組合の負担金や下水道事業会計繰出金などを見込み試算

普通建設事業費…令和4年度以降は、公共施設改修関係については7億と見込むとともに、5年度以降は総額11億5,000万円で固定して試算

(2) 財政収支見通し

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市税	6,883	6,794	6,805	6,768	6,604
地方交付税	4,177	4,410	5,313	5,336	5,449
普通交付税	3,795	4,060	4,963	4,986	5,099
特別交付税	382	350	350	350	350
地方譲与税	102	102	102	102	102
各種交付金	1,299	1,303	1,279	1,279	1,279
分担金及び負担金	264	253	223	221	222
使用料・手数料	203	210	210	211	222
国庫支出金	10,722	4,970	4,098	3,959	3,766
府支出金	1,870	2,103	1,992	1,974	1,964
繰入金	4	263	3	9	3
財調		0	0	0	0
地方債	1,011	1,641	658	673	772
臨財債	631	862			
財産収入	48	32	32	32	32
繰越金	433	217	66	150	158
その他	158	132	120	120	120
歳入合計	27,174	22,430	20,901	20,834	20,693
人件費	3,155	3,183	3,281	3,095	3,128
退職手当	117	90	188	25	80
物件費	2,988	3,676	2,334	2,357	2,381
維持補修費	40	40	70	69	69
扶助費	6,312	7,008	6,650	6,512	6,427
補助費等	8,727	3,056	3,073	3,056	2,887
公債費	1,741	1,586	1,509	1,459	1,408
積立金	685	301	215	512	611
財調	211	109	184	482	580
繰出金	2,135	2,193	2,209	2,226	2,242
普通建設事業費(災害含む)	989	1,121	1,190	1,150	1,150
出資金・貸付金	185	200	220	240	260
歳出合計	26,957	22,364	20,751	20,676	20,563

歳入歳出差引	217	66	150	158	130
翌年度繰越財源	43	0	0	0	0
実質収支	174	66	150	158	130
財政調整基金残高	2,017	2,126	2,310	2,792	3,372
市債残高	14,865	14,985	14,195	13,468	12,892

(百万円)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
6,597	6,542	6,374	6,350	6,297	6,132	6,092
5,032	5,039	5,054	5,007	4,958	4,691	4,569
4,682	4,689	4,704	4,657	4,608	4,341	4,219
350	350	350	350	350	350	350
102	102	102	102	102	102	102
1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279	1,279
222	222	223	223	224	224	225
223	224	225	226	227	228	229
3,681	3,649	3,652	3,584	3,586	3,521	3,496
1,951	1,941	1,900	1,890	1,880	1,871	1,863
3	3	3	3	3	3	103
0	0	0	0	0	0	100
797	797	796	821	796	821	821
32	32	32	32	32	32	32
130	51	163	151	68	155	44
120	120	121	121	121	151	252
20,169	20,001	19,924	19,789	19,573	19,210	19,107
3,231	3,153	3,158	3,203	3,019	3,085	3,075
206	152	181	250	90	180	193
2,405	2,429	2,454	2,479	2,504	2,530	2,556
68	68	67	67	66	66	65
6,337	6,284	6,235	6,179	6,128	6,077	6,035
2,916	2,822	2,862	2,955	2,922	2,698	2,743
1,364	1,329	1,301	1,312	1,307	1,258	1,216
97	107	113	107	116	109	54
66	77	83	77	85	79	23
2,260	2,246	2,233	2,219	2,206	2,193	2,177
1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
290	250	200	50	0	0	0
20,118	19,838	19,773	19,721	19,418	19,166	19,071

51	163	151	68	155	44	36
0	0	0	0	0	0	0
51	163	151	68	155	44	36
3,438	3,515	3,598	3,674	3,759	3,838	3,761
12,385	11,914	11,473	11,048	10,610	10,247	9,928

3 今後の財政運営に必要とされるもの

本市においては、平成9年度の実質収支赤字を機に取組んできた行財政改革の結果、実質収支については、平成20年度以降は黒字を堅持しており、経常収支比率も一時期の100%を超える状況から、ここ数年は95%前後で推移するまでに改善しました。

また、基金残高についても、平成21年度より増加傾向にあり、令和2年度決算においては、財政調整基金が20億円、その他の基金も合わせると60億円を超える残高となっています。さらに、市債残高についても、新規発行の抑制や繰上償還を行うなどの取組を行ってきた結果、平成16年度の219億円をピークに、令和2年度決算においては149億円にまで減少しています。

しかしながら、前掲の財政収支見通しにおいては人口減少の影響などから市税や地方交付税などの一般財源が減収となるため、令和13年度以降は財政調整基金から1億円を超える取崩しが必要となり、その後においても基金からの取崩しに大きく頼らざるを得ない財政運営が続くと見込んでいます。加えて、多額の費用が集中的、かつ、途切れなく続く公共施設やインフラ系施設の更新を行っていくには、市債の発行や基金の取崩しが大きく増加していくことを見込んでいます。

このような状況のなか、たゆまぬ行財政改革により得られた現在の財政状況を維持し、安定的な財政運営を行いながら、更なる市民福祉の向上に向けた施策を実施していくためには、現状の財政状況を分析し、今後とるべき財政運営の判断材料や、予算編成の指針となるべき一定の基準が必要であると考えています。

第3章 本計画の基本理念

1 基本理念

本計画における財政運営の基本理念を、次のとおりとします。

未来へつなぐ、持続可能な財政運営の実現

2 基本方針

本市の現状を踏まえ、財政運営の基本方針を、次のとおりに定めます。

I 収支均衡と弾力性を保つ財政構造の維持

安定的な行政サービスの提供はもとより、魅力ある施策を推進するため、毎年度において収支均衡を図るとともに、弾力性のある財政構造をめざします。

II 安定的な財政運営の実現のための基金残高の確保

今後の予想し得ない状況変化にも柔軟に対応しつつ、財源調整機能を十分発揮できるよう、基金残高の必要額の確保をめざします。

III 将来負担を見据えた市債の適正な管理

世代間の負担の公平性を保ちつつ、普通建設事業費の年度間の平準化を図るなど、将来世代へ過度な負担を残さないよう、適正な市債の発行と管理をめざします。

3 維持すべき基準

基本理念を実現するべく、基本方針に掲げる項目ごとに、以下の基準を定めます。

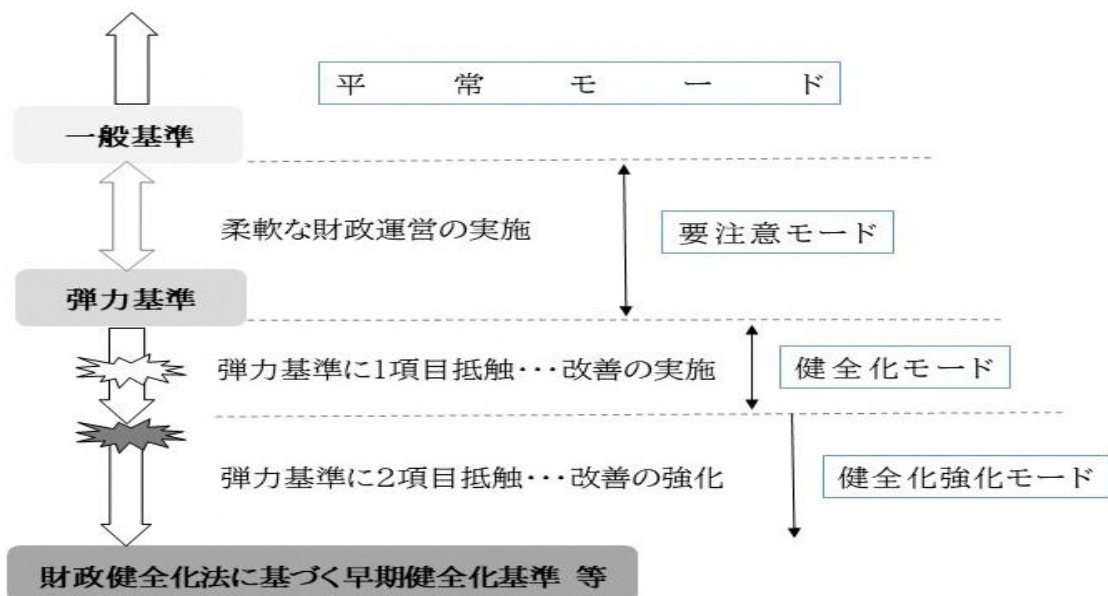
一般基準 … 維持することが望ましい基準
弾力基準 … 維持すべき基準

現状の財政状況を保持するためには、「一般基準」を維持することを基本とします。

しかし、今後、予定する公共施設等の再編の実施をはじめ、道路などのインフラ系施設の更新に係る費用が大きく膨らみ、市債残高の増加が見込まれるものの、市民福祉のさらなる向上に向け、未来への投資を積極的に行っていくためには、現状を保持することだけにとどまらず、柔軟な財政運営を行っていく必要があります。

このことから、現状の財政状況を保持することを目的とした「一般基準」に加えて、「弾力基準」を設け、これら双方の基準を注視しつつ、柔軟な財政運営を行っていくこととします。ただし、「弾力基準」を下回った場合はその傾向が一定期間続くことによって、財政状況が悪化の一途を辿る危険性があるため、すぐさま改善策を講じなければなりません。また、その対策によって十分な効果が得られない場合は、財政健全化法に基づく早期健全化基準等に迫ることがないように、更なる改善の強化を図っていきます。

【基準のイメージ図】



基本方針Ⅰ 収支均衡と弾力性を保つ財政構造の維持

① 実質収支

内 容	実質収支黒字の堅持
一般基準	実質収支比率3%以上
弾力基準	2年連続して実質収支比率が1.5%以下となる

② 経常収支比率

内 容	経常収支比率の維持
一般基準	95%以下
弾力基準	2年連続して98%以上となる

基本方針Ⅱ 安定的な財政運営の実現のための基金残高の確保

③ 基金残高

内 容	財政調整基金残高の保持
一般基準	標準財政規模の15%程度
弾力基準	2年連続して標準財政規模の10%以下となる

基本方針Ⅲ 将来負担を見据えた市債の管理

④ 実質公債費比率

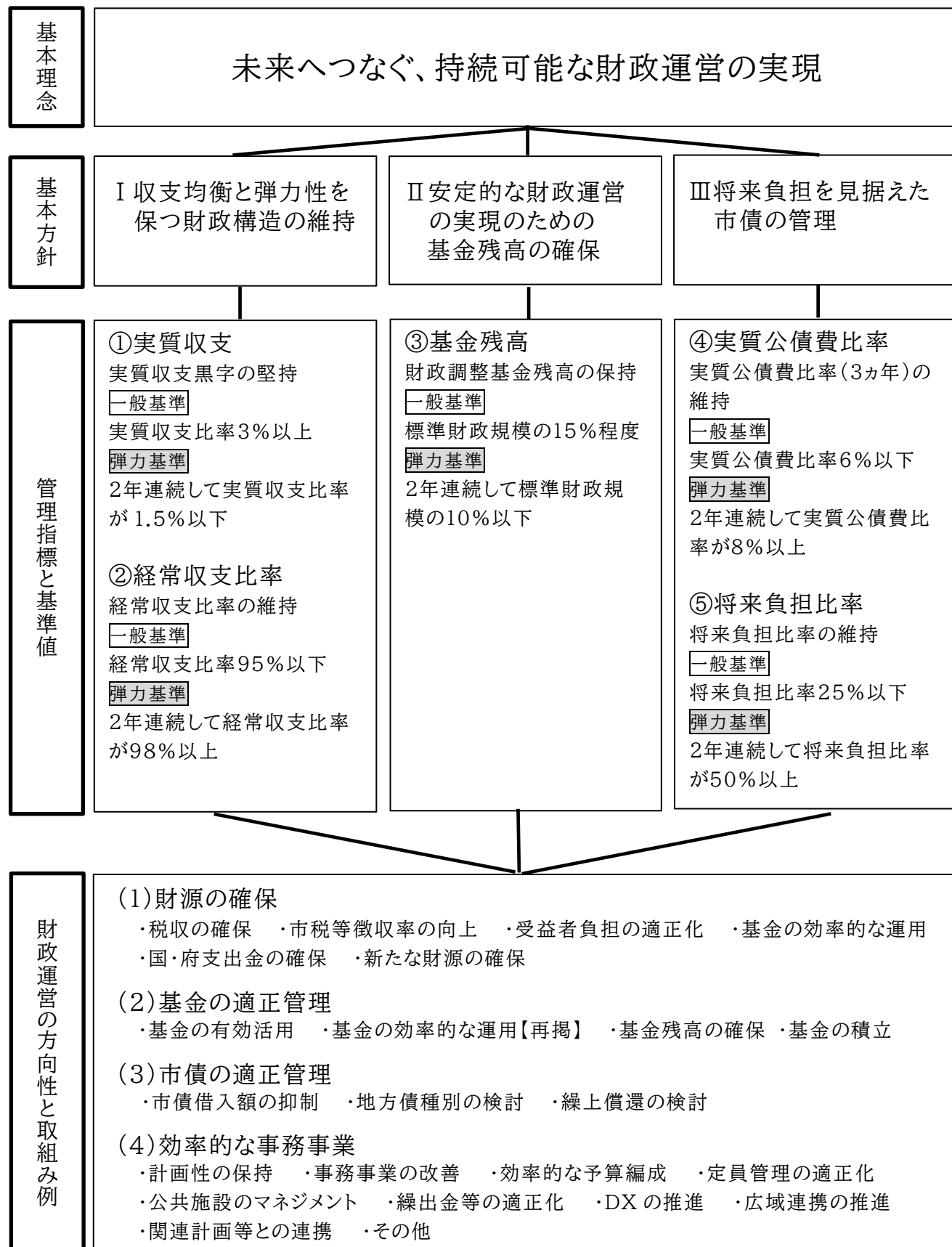
内 容	実質公債費比率(3カ年)の維持
一般基準	6%以下
弾力基準	2年連続して8%以上となる

⑤ 将来負担比率

内 容	将来負担比率の維持
一般基準	25%以下
弾力基準	2年連続して50%以上となる

第4章 財政運営の方向性

1 財政運営の全体像



2 基準維持に向けた財政運営の方向性

前章において定めた維持すべき基準の達成を実現するために、財政規律を遵守することはもとより、計画性を保持した財政運営を実施します。また、庁内における評価の仕組みや関連計画等との連携調整を図りながら、それらに関連する取組みをこれまでと同様に進めていきます。

取組み例【凡例】

◎・・・特に関連する方針
○・・・関連する方針

(1) 財源の確保

取組み	取組み例	基本方針		
		I	II	III
税収の確保	・課税客体の適正な把握 ・安定的な税収確保に向けた検討	◎	○	
市税等徴収率の向上	・納付環境充実による利便性向上 ・滞納整理体制の強化	◎	○	
受益者負担の適正化	・減免制度や料金体系の定期的な検討	◎	○	
基金の効率的な運用	・安全性に配慮した計画的な運用による運用益の確保	◎	○	
国・府支出金の確保	・補助制度等の積極的な活用	◎	○	○
新たな財源の確保	・市有財産の有効活用 ・広告収入等の拡充 ・新たな財源の確保に向けた検討	◎	○	

(2) 基金の適正管理

取組み	取組み例	基本方針		
		I	II	III
基金の有効活用	・設置目的を踏まえた基金の有効活用 ・計画的な基金の繰替え運用の実施による一時借入金利子の抑制	◎	○	○
基金の効率的な運用 【再掲】	・安全性に配慮した計画的な運用による運用益の確保	◎	○	○
基金残高の確保	・適正な基金残高の管理		◎	○
基金の積立	・設置目的を踏まえた基金の計画的な積立	○	◎	○

(3) 市債の適正管理

取組み	取組み例	基本方針		
		I	II	III
市債借入額の抑制	・計画的な公共施設再編 ・普通建設事業の年度間の平準化 ・基金等の活用 ・補助制度等の積極的な活用【再掲】	○	○	◎
地方債種別の検討	・交付税算入率が高い事業債の積極的活用	○		◎
繰上償還の検討	・既発債の繰上償還の検討	○	○	◎

(4) 効率的な事務事業

取組み	取組み例	基本方針		
		I	II	III
計画性の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期の財政状況の試算及び公表 ・部長マニフェストとの連動 ・新規拡充事業の適切な進捗管理 	○	○	○
事務事業の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の継続的な見直し 	○	○	
効率的な予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成時期の分散 ・予算ヒアリング基準等の検討 	○		
定員管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)職員定員管理計画による定員管理 	○	○	○
公共施設のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の適正配置 ・公共施設等の維持管理手法の検討 	○	○	○
繰出金等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計等への適正な繰出 ・一部事務組合への負担金の精査 	○		○
DX の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・AI 等の活用による事務の効率化 	○		
広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの効率化をめざした近隣市との連携の推進 	○		
関連計画等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画(個別施設計画)、(仮称)職員定員管理計画等の関連計画との連携 	○	○	○
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力等の活用 ・職員提案制度の活用 	○		

第5章 計画の推進と管理体制

(1) 計画の管理体制と実施状況の公表

先に定めた基準の管理については、財務担当部局において行い、その内容については庁内の会議体において共有するとともに、年1回、市ホームページを通じて公表します。

また、「弾力基準」に抵触した場合には、次のとおりとします。

【1項目に抵触した場合】

現状の分析を行うとともに、今後の傾向を予測して庁内の会議体に報告し、とるべき対策についての検討を行います。

【2項目以上に抵触した場合】

市長を本部長とする行財政改革推進本部を立ちあげ、早急に対応すべき取組みを検討し、必要な対策を講じていきます。

(2) 計画の見直し

計画期間の中間年度(令和8年度)において、それまでの実績の確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

参 考 資 料

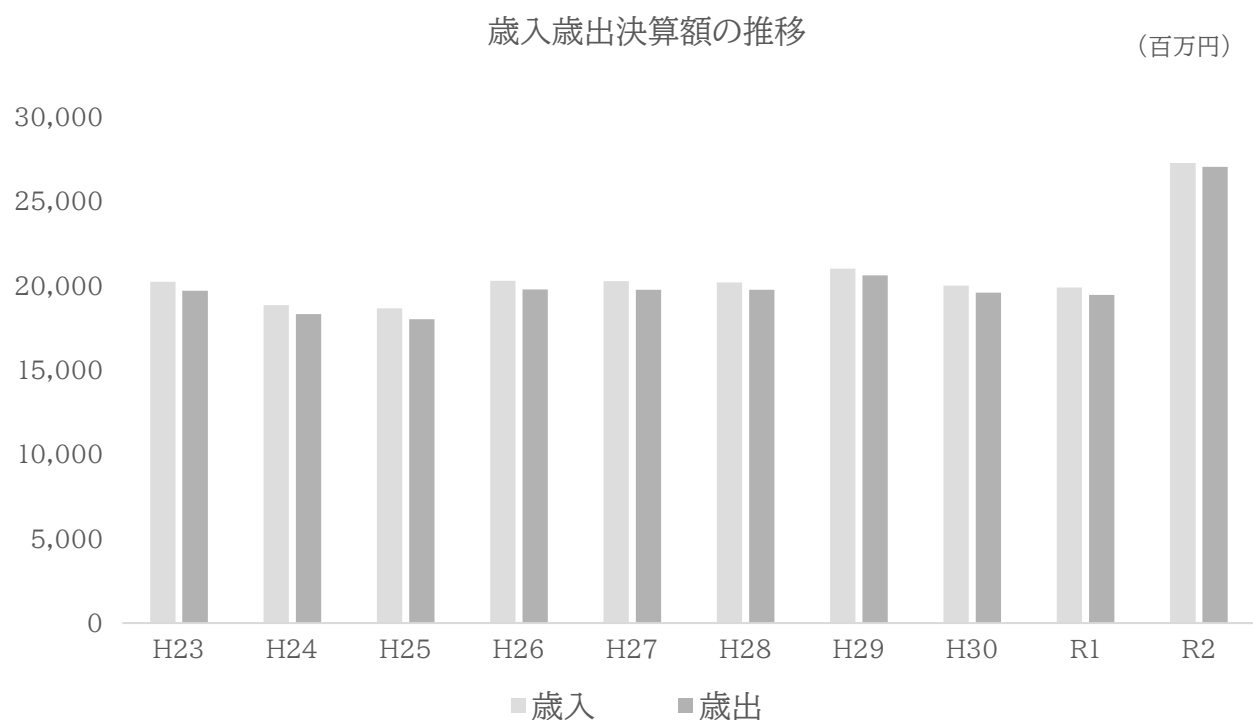
も く じ

- 1 基礎資料.....○
- 2 用語解説.....○
- 3 財政コラム.....○

基礎資料

■歳入歳出決算額(百万単位)

近年 200 億円前後で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス関連の経費などが増加したことにより、歳入が272億円、歳出が270億円と過去最大の規模となりました。

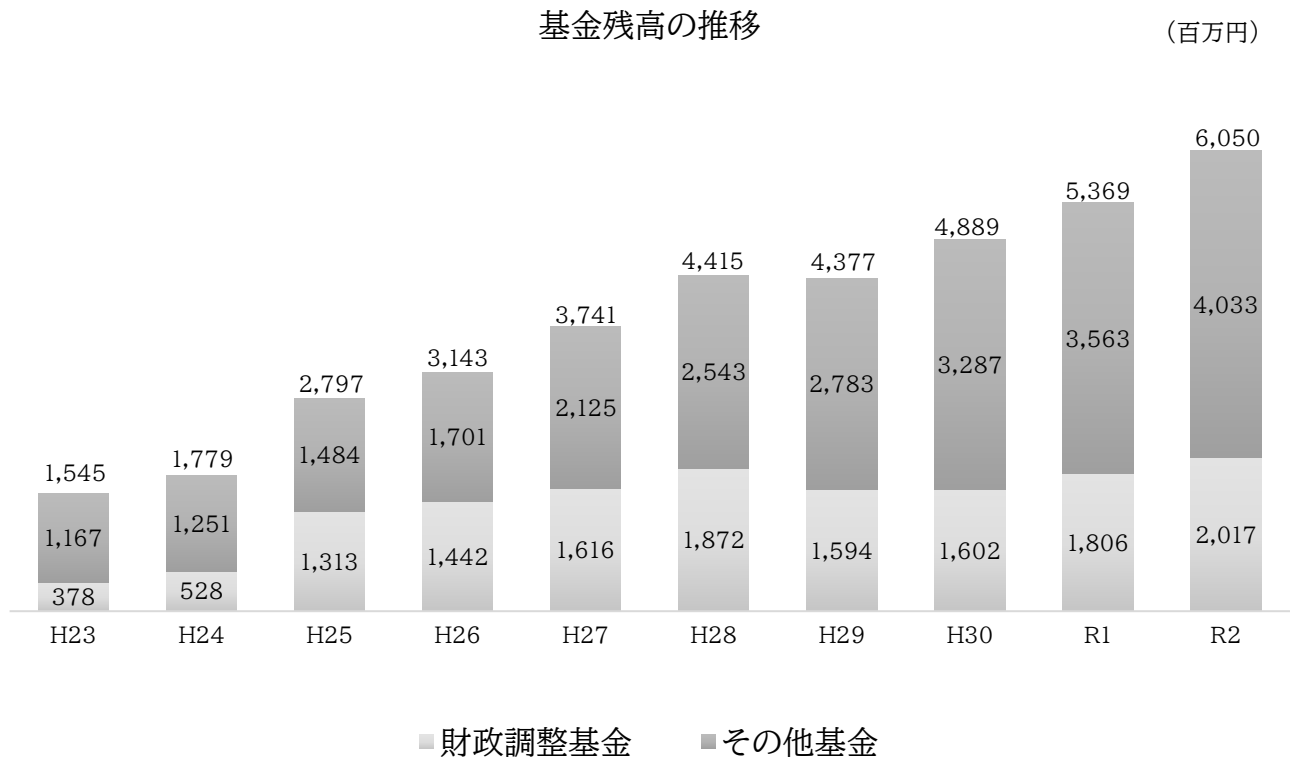


■税の状況

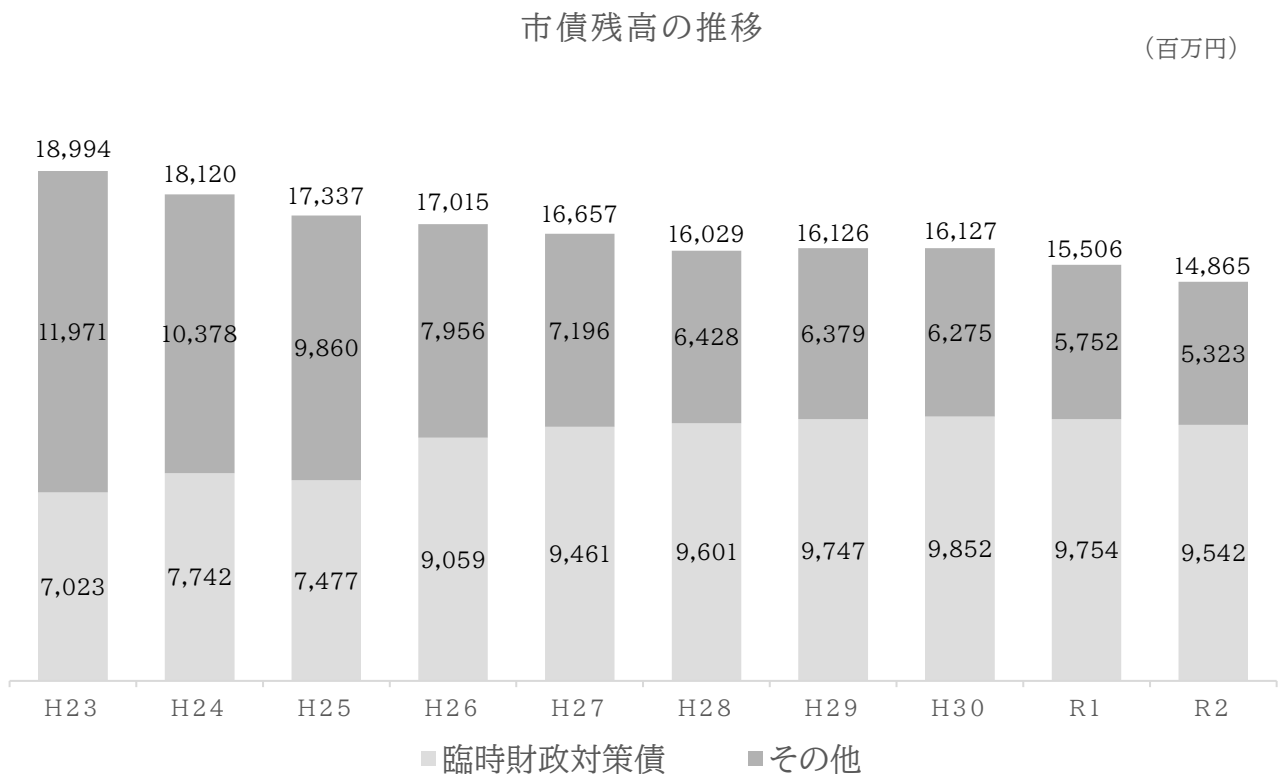
(千円)

	H28	H29	H30	R1	R2
市 町 村 民 税	3,101,046	3,113,443	3,161,221	3,210,120	3,213,755
個人住民税	2,789,140	2,780,072	2,839,003	2,880,078	2,917,984
法人住民税	311,906	333,371	322,218	330,042	295,771
固 定 資 産 税	2,732,719	2,768,284	2,699,931	2,725,369	2,664,172
軽 自 動 車 税	77,121	79,721	83,053	87,698	91,832
市 た ば こ 税	350,143	343,513	345,169	352,285	344,429
目 的 税	546,874	584,418	575,081	579,568	568,312
合 計	6,807,903	6,889,379	6,864,455	6,955,040	6,882,500

■ 基金残高の推移

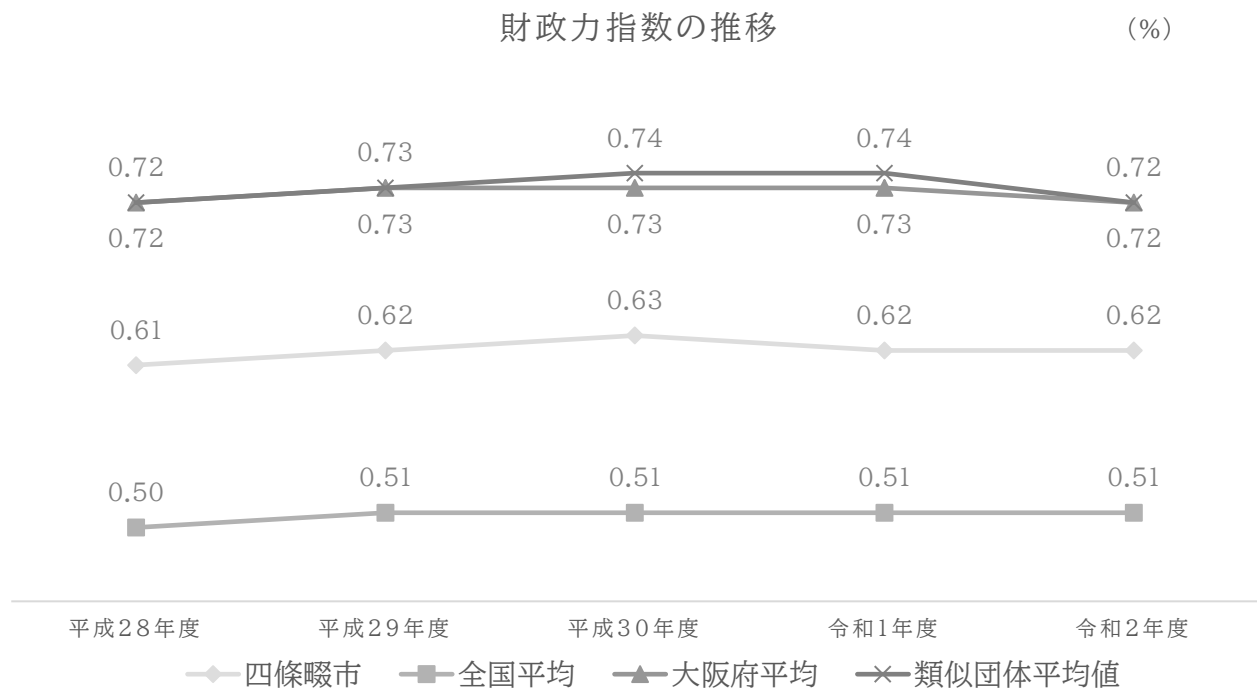


■ 市債残高の推移



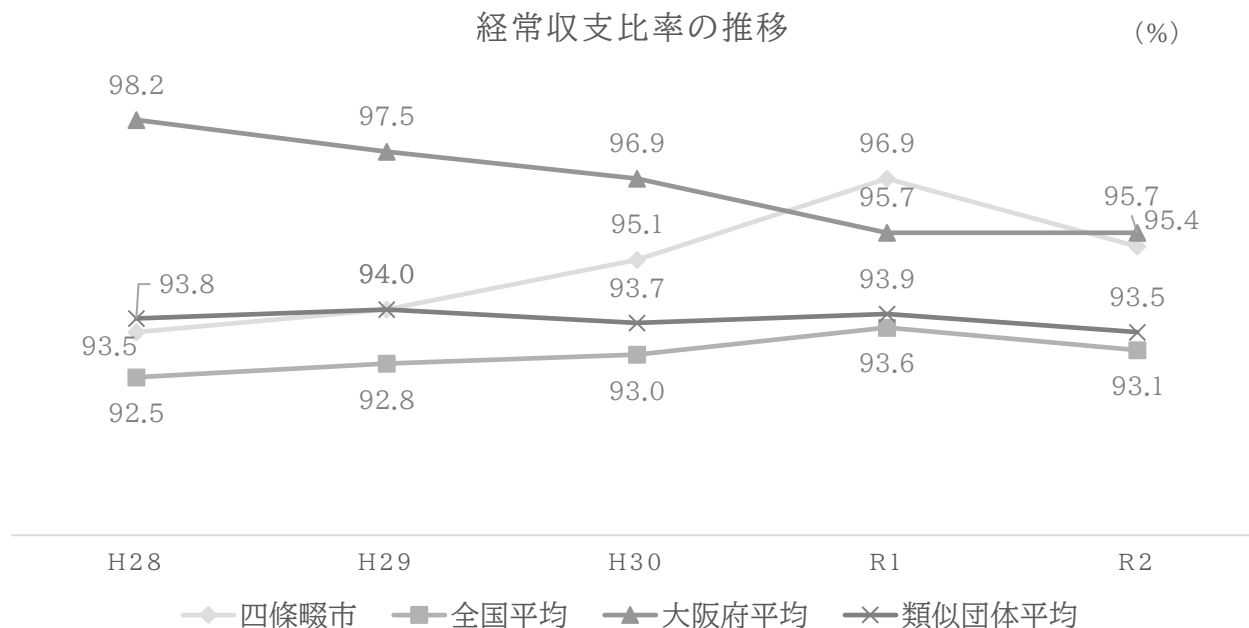
■財政力指数の全国平均等推移

平成27年度に開業した大型商業施設により、市税の増収があったものの、法人基盤が脆弱なことから類似団体平均を下回っています。



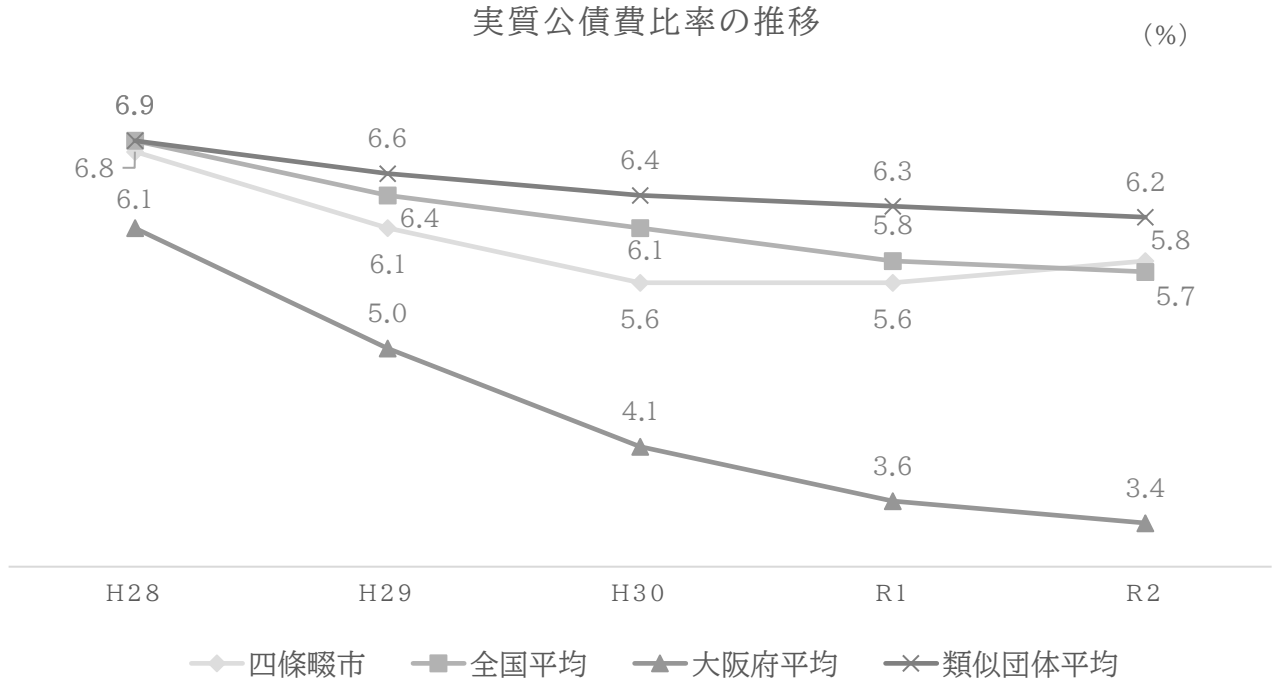
■経常収支比率の全国平均等推移

近年は、類似団体平均や全国平均を上回っており、今後も人口減少や少子高齢化の影響により、比率の悪化が見込まれます。



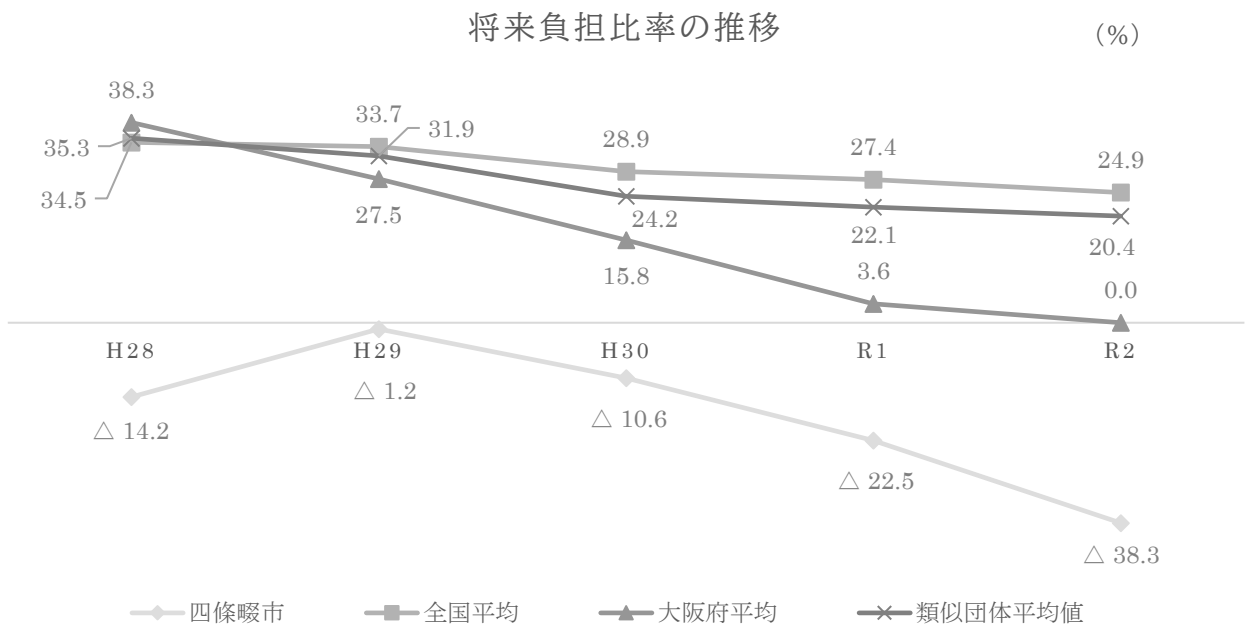
■実質公債費比率の全国平均等推移

計画的な市債の発行に加え、過去に発行した市債の償還が進んだことにより改善傾向にあります。新ごみ処理施設建設に伴う組合債の増に伴い準元利償還金が増加していることから、数値は横ばいで推移しています。



■将来負担比率の全国平均等推移

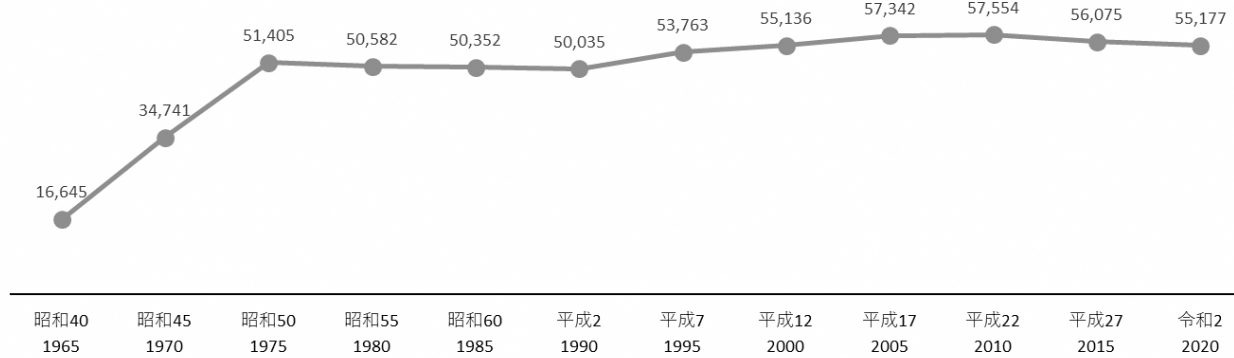
平成29年度は、新ごみ処理施設建設に伴う組合債や公共施設の老朽化対策などに伴う市債の発行により増加しましたが、計画的に基金への積み立てを行ったことなどから平成30年度以降は再度改善しており、類似団体内平均も下回っています。



■総人口推移

本市の総人口は、市制を施行した昭和45年以降、昭和50年にかけて急増しました。その後は、微減傾向が続いていましたが、平成2年の田原台地区の入居開始により増加傾向に転じました。しかしながら、平成22年の57,554人でピークを迎え、現在は減少傾向にあります。

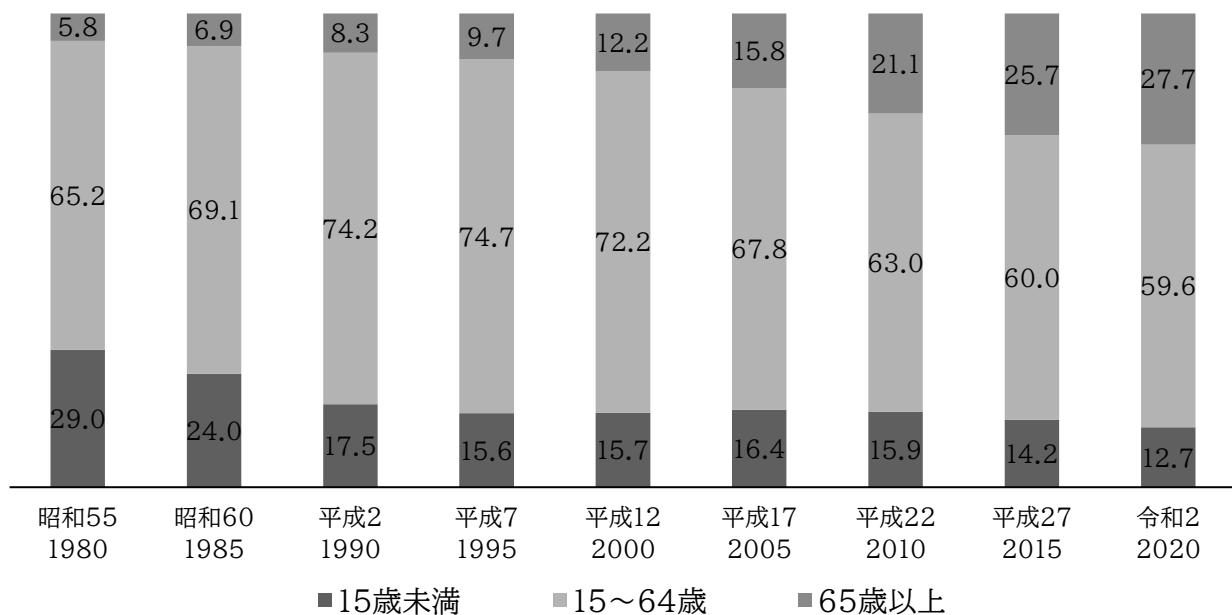
総人口の推移（人）



■年齢3区分人口の割合の推移

65歳以上の老年人口割合が急激に増加し、令和2年で27.7%、4人1人以上が老年世代となっています。

年齢3区分別人口割合の推移（%）



用語解説

歳入・歳出関連		
	一般財源	使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。市税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金など。
	特定財源	使い道が特定されている財源。 国府支出金、市債、分担金、負担金など。
	市税	地方公共団体が課税することのできる税。市民税、固定資産税、軽自動車税など市の行政サービスの基本的な財源。
	地方交付税	どの地域においても標準的な行政サービスを受けられるよう国税（所得税、法人税、酒税、消費税、）の一部が交付される。普通交付税と特別交付税がある。※詳細は p30 財政コラム参照
	市債（※企業債及び組合債も同様）	投資的事業のように多額の経費が必要となる際に、その資金を調達するために発行する債券で、長期的な借入金のこと。このうち臨時財政対策債は、地方に必要な普通交付税に対し国税が不足するため、その代替えとして発行される借金。
	臨時財政対策債	国の地方交付税の財源が不足した場合に、市が不足する一般財源に対処するために発行する地方債。※詳細は p30 財政コラム参照
	人件費	職員などに対し勤労の対価として支払われる経費。報酬、給料、共済費等。
	物件費	地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。消耗品費をはじめとした需用費や、委託料、備品購入費など幅広く該当。
	扶助費	各種法令や市単独の施策に基づき、生活保護者・児童・高齢者等に対して支給する費用。
	補助費等	一部事務組合負担金、企業会計への補助金、各種団体への補助金・負担金。
	繰出金	特別会計などに対し、収支不測の補填や繰出基準により支出される経費。
	公債費	市が借り入れた市債（借入金）の元金と利子を返済するための費用。
	普通建設事業費	道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる費用。
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。

財政指標		
	形式収支	歳入と歳出の差引額(決算額)。当該年度の(出納閉鎖期間における)収入された現金と支出された現金との差額。
	実質収支	歳入と歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源(継続費途次繰越や繰越明許費繰越額など)を除いた額。
	標準財政規模	標準的な状態で通常収入されると見込まれる地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、全国一律の算出方法に基づき、市税、譲与税、交付金、普通交付税の合計額等により算出するもの。
	実質収支比率	実質収支を標準財政規模で割ったもの。
	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合で、比率が低いほど財政に柔軟性がある。
	実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に占める割合。市債返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、比率が大きいほど返済の資金繰りが厳しいことを示す指標。
	将来負担比率	普通会計の市債残高に加えて将来にわたる公営企業や一部負担事務組合、債務負担行為の元金償還に相当する負担見込額、退職手当の支給予定額、外郭団体の債務負担見込額など将来負担すべき実質的な負債を表す指標。一般会計等の市債や将来支払う可能性のある負担など、現時点での残高を指標化し、比率が大きいほど将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
その他		
	財政健全化法	地方公共団体の財政の健全化に関する基準の一つ。財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められる。
	財政再生団体	赤字額が、標準財政規模の20%を超え、国の管理下での運営を余儀なくされた市町村のこと。平成21年度に根拠法が変わる以前は、「財政再建団体」と呼ばれていた。
	類似団体	総務省の設定する類型基準により、全国の市町村を、人口及び産業構造等により35のグループに分類したもの。

地方交付税とは

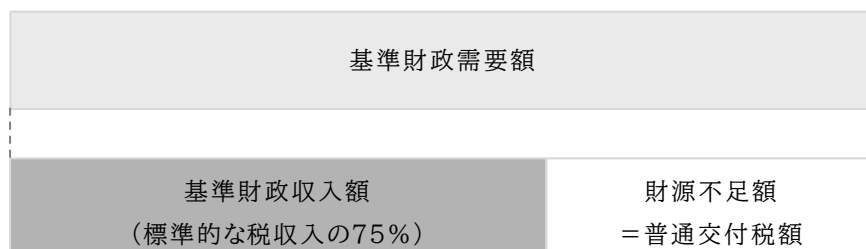
現在、地方自治体は住民に対して身近な行政サービスを多く提供しています。しかし、その行政サービスを行うための税などの財源は、地域によって大きな差があります。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定水準の行政サービスを提供できるように、財源を保障するものです。

また、本来、地方の税収入とすべきですが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、財源を保障するため、国税として国が代わって徴収し、合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」という性格も持っています。

普通交付税の額の決定方法

普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 として決定されます。



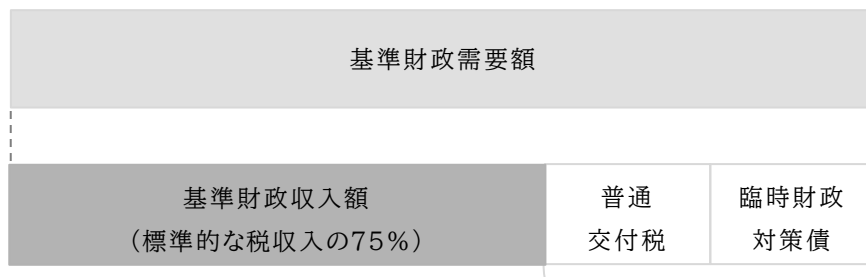
【基準財政需要額】 標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源

【基準財政収入額】 標準的な税収入の一定割合により算定した額

臨時財政対策債とは

臨時財政対策債は、平成13年の地方財政対策における臨時的な措置として開始された制度で、国が地方公共団体に交付する地方交付税の原資となる国税収入が不足しているため、その不足する金額の一部をいったん地方公共団体で借金(臨時財政対策債の借入)をしてまかなうものです。

なお、臨時財政対策債の元利償還金については、後年度の地方交付税の基準財政需要額に、理論上は全額算入されます。



本来は全額が普通交付税として交付されるべきもの